# 審議(会議)結果

審議会等名称	第33回 神奈川県障害者施策審議会
開催日時	令和4年2月14日(月曜日) 9時30分から11時30分まで
開催場所	オンライン
出席者	【会長】小川委員、【副会長】堀越委員(以下、五十音順)
	在原委員、安藤委員、伊部委員、金子委員、河原委員、
	小山委員、須貝委員、鈴木委員、德田委員、内藤委員、
	成田委員、野口委員、(計14人)
次回開催予定日	未定
所属名、担当者名	障害福祉課調整グループ 山下・小澤
	電話 (045) 210 - 4703 ファクシミリ (045) 201 - 2051
掲載形式	議事録
審議(会議)経過	以下のとおり

### ≪議 題≫

(1) 神奈川県障がい福祉計画の改定について

# ≪報告事項≫

- (1) 県立障害者支援施設等の指定管理者の募集の概要
- (2) 中井やまゆり園における利用者支援について
- (3) 当事者目線の障がい福祉実現宣言の修正について
- (4) 当事者目線の障がい福祉を推進するための条例の制定について
- (5) 令和4年度障がい福祉関連予算の概要について

# ≪配布資料≫

<b>\</b>	、	
	資料1	神奈川県障がい福祉計画改定案の概要
	資料2	神奈川県障がい福祉計画改定素案からの変更点について
	資料3	神奈川県障がい福祉計画(改定案)
	資料4	県立障害者支援施設等の指定管理者の募集の概要
	資料5	中井やまゆり園における利用者支援について
	資料6	当事者目線の障がい福祉実現宣言の修正について
	資料6別紙	当事者目線の障がい福祉実現宣言
	資料7	当事者目線の障がい福祉を推進するための条例の制定について
	資料8	令和4年度障がい福祉関連予算の概要について
	参考資料	「神奈川県障がい福祉計画」改定素案に対するパブリックコメント
		及びヒアリングについて

### 【事務局】

県参事監兼福祉部長挨拶

#### ≪審 議≫

### 【小川会長】

進行(事務局からの資料説明を指示)

#### 【事務局】

- ・資料1 神奈川県障がい福祉計画改定案の概要
- ・資料2 神奈川県障がい福祉計画改定素案からの変更点について
- ・資料3 神奈川県障がい福祉計画(改定案)
- ・参考資料「神奈川県障がい福祉計画」改定素案に対するパブリックコメント 及びヒアリングについて

の各資料に沿って説明。なお、資料4~資料8については後半で説明。

### 【小川会長】

ご説明ありがとうございました。

只今、事務局から御説明がありましたので、今から 50 分程、皆さんからの御意見 を伺いたいと思います。

前回 11 月 25 日に第 32 回の審議会を行われていますが、その時に出された意見等が 今の説明の中で反映されています。それからパブリックコメントですが、私としては 非常に多くの方(157 件)の御意見をいただき、県民の皆さんの関心度が高いと受け止 めています。

そして、県議会、自立支援協議会、社会福祉審議会等々の意見の主だったものを加筆したものを説明いただいたところです。

それでは、どなたからでもよろしいので、御発言いただければと思います。

#### 【鈴木委員】

大きく4点あります。今の御説明の他、資料を読ませていただいたところです。 1つは同行援護の利用者数です。私の読み違いでなければ、1,800人ちょっとです。 少なくとも県内に17,000~18,000人の視覚障がい者がいて、1、2級で必要と思われる方が60%以上いるのにこの数字はなぜ少ないのか疑問です。そのあたりを増やすようなことを考えてはどうかと思いました。

2点目。文章の中で点字の文言を探したが、一か所も見当たりません。点字の普及やボランティアの養成だとか、録音も含めて、もう少し記載していただけるといいと思いました。

3点目、同行援護の従事者数について、何人くらいを目標にするか記載がありません。このあたりは必須事業ではないため書かれていないとも思いますが、現在非常にその部分が少なくなっているので、ぜひ県としてもテコ入れをしてもらう必要があると思います。1点目の利用者数1,800人の不足の件と、この従事者数はリンクしているように思います。

4点目、難聴児のスクリーニングのようなことが記載されていますが、弱視児のスクリーニングのところについても記載がないので、もし出来れば、そのあたりを加筆していただきたいと思います。

### 【小川会長】

ありがとうございます。

それでは今の4点について、事務局から御説明いただきたいと思います。

例えば、手話通訳者の養成見込数が入っていると思いますが、同行援護について十分触れられていないこと、弱視の方についてもなかなか表現が見出しにくいといった 御意見ですが、いかがでしょうか。

### 【事務局】

御意見ありがとうございます。

まず、同行援護の利用者数が少ないというところでございますが、これは市町村の方から上がってきた数字を細かく集計しているものですので、県の方でその理由や詳細な分析はしておりません。市町村計画の集計値となっております。

同じく同行援護のところでございますが、同行援護従事者養成研修は、県の地域生活 支援事業でないため、こちらの項目としては記載をしておりません。

難聴児については、今回国の方で成果目標とされ、計画でも記載しているところですが、弱視については正直具体的な検討はしておりません。しかし、今回の難聴児の仕組みと同じようにスクリーニングを行うようなスキームを活用できるかどうか。前回から御意見もいただているところですが、難聴児の支援は国の方からも指示がありますので、速やかに進めていかねばならないですが、弱視の方の支援についても同じように意識をしながら考えていく必要があるのかなと思っております。

2番目にいただいた、点字の普及やボランティアの養成についての御意見ですが、 障がい者計画にも記載されていると承知しております。そのあたり引き続き取り組ん でいるところでありますので、障がい者計画の方で対応させていただきたいと考えて おります。

#### 【小川会長】

鈴木委員、少し首を傾げていらっしゃるようですが、よろしいでしょうか。

### 【鈴木委員】

その部分ですが、言葉の端々に「地域生活支援事業だから掲載しない」というようなことが伺えるわけですが、特に「弱視児は国からの指示ではない」だからとか、「同行援護従事者の養成研修はいわゆる地域生活支援事業だから」と言われてしまうと、ではこの場で言っても仕方ないのであれば、国の方にきちんとやってくれるよう言わなければならないのか、神奈川独自としてそうしたところを掲載することはできないのかという意見を出して、終わりにしたいと思います。

# 【小川会長】

ありがとうございます。

御意見について大きく、フォーカスを引いてみると、県事業と市町村事業があり、市町村の事業には触れない、あるいは集計値をもっているので量的な判断は県がしないと。そうなると県の役割は何かということになってしまうので、やはり県も市町村から上がってくる数字について、十分か不十分かのジャッジについてはしていかなければならないので、今後はそうした見方も必要になってくると思います。

それと、障がい者計画と障がい福祉計画との関係も、やはり密接につなげていかなければならないので、今日は時間がありませんが、今後はその突き合せが必要になってくると思います。

それでは、他はよろしいでしょうか。

#### 【鈴木委員】

同行援護の従事者数というのは、養成研修をした事業者が県に報告を入れているはずです。そのあたりを出していただくとわかりやすいかと思います。

#### 【小川会長】

ありがとうございます。では須貝委員、どうぞ。

#### 【須貝委員】

資料2の8ページの一番上の段に、改正案のところにピアサポーターの参画を進めると書いてありますが、ピアサポーター自体が医学界で認められにくいということがありまして、入院患者と直接会うことが非常に難しい状況です。

私たちは今、機関誌を発行して、そこに意見等を入れ、病気に対して共通点を見出して、治していこうということをやったんです。ピアサポーターの研修もやったんですが、県の方で予算を打ち切られて出来なくなってしまっています。

ですから、機関誌の発行についてもいろいろなお力を貸してほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

### 【小川会長】

ありがとうございます。

今の御発言の件について、事務局の方、ご回答、ご見解をお願いします。

### 【事務局】

ピアサポーターの活動については、計画にも盛り込んでありますとおり、必要なことと考えております。県の予算の方でも相談支援事業所を通じてにはなりますが、確保している分はあろうかと思っております。

引き続き進めておりますので、ここはこのような記載にさせていただいております。

# 【小川会長】

ありがとうございます。

医学界の方では、なかなか認められにくいということがおありだと思いますので、 その辺のことはここで答えを出すことは難しいとは思いますが、働きかけをしていな ければならないと思います。

ピアサポートについては、全国脊損連合会でもそうした要請をしているし、知的障がいの方でもいろいろと活動なさっているわけです。これからの時代はピアサポーターの必要性は非常に高くなっていくと思いますし、その役割を強めていかなければならないと考えていますので、今後も運動や活動をしていっていただきたいと思います。

#### 【須貝委員】

月に1度、皆で話あったり励まし合ったりする患者の会がありまして、県内にも5、6つの会があります。会報誌の購読料を集めてそれを運営費にしていますが、会報を受け取って読むだけでお金を払ってくれない人が多いです。

こちらの都合であって、会報等はピーアールするためではありますが、運営費が厳しいことから患者の活動する場も少なくなっているため、県でも少しは経費を面倒みてもらいたいと思います。

#### 【小川会長】

わかりました。その辺のことも県の方でも含んでいただければと思います。 では、小山委員どうぞ。

#### 【小山委員】

計画を読んでみると、重い障がいの人ばかり書かれています。私たち軽度の知的や 精神障がいの人は、地域で生活しています。

計画には「ひとりひとり」と書いてあるが、具体的に誰がどう支援するのかが書いて ありません。私たちは、市営住宅やアパートを契約するときに困るし、結婚したとき、 入院や怪我等も困ります。スポーツ等も、スポーツをすることを取るか、会社を取るか 選択を迫られます。

ハローワークなどでも病気や障がいによって、分けられてしまうこともあります。 軽度の障がい者への支援体制は、あまり書いていないようですが、どのように考えていますか。

### 【小川会長】

ありがとうございます。

そうしたところもサービスが行きわたって欲しい、触れて欲しいということですね。

### 【小山委員】

働きに行くにも近くになく、遠くに行く必要があります。

# 【小川会長】

事務局の方、何か見解があるでしょうか。

### 【事務局】

御意見ありがとうございます。

軽度の方の支援について、あまり書かれていないというご指摘でありますが、まずは 基本的な視点の中で、ライフステージに沿った支援や障がい特性等に配慮した支援や、 こうしたところを基本的な支援の考え方としています。

計画の作り上、入所者の地域生活の移行等がかなりウエイトを占めており、大きな目標の一つとなっております。そうした中で、見た目上、少し重度の方の地域移行にウエイトが置かれたような計画に見える部分があるかとは思いますが、決して中軽度の方の支援を軽視しているのではないと申し上げたいと思います。

### 【小山委員】

相談支援事業所数もグループホームの数も少ないと思います。私たちは、相談する 場所があまりないです。

#### 【小川会長】

分かりました。やはり中軽度の方は非常に活動範囲も広いし、生活形態も結婚だと かスポーツに参加するとか、様々な活動に広がっていくだろうと思います。そこをど うやって、きちんとつないでいくかが大事だと思います。

「ライフステージ」といってしまうと全部ひっくるめてはいますけれども、具体的にはわかりにくいので、そのあたりをもう少しわかるような表現ができないだろうか、という意見として受け止めたのですが、いかがでしょうか。

### 【小山委員】

あとは、誰に相談して、誰が支援してくれるのかと思っています。

### 【小川会長】

相談支援事業とひっくるめてしまうと、事業者との結びつきが大きくて、インフォーマルなスポーツ、レクリエーション、文化施設等とのつながりが弱くなってしまうので、相談支援事業の充実等が必要になってくると思いますので、今後力を入れていく必要があるかと思います。

### 【小山委員】

スポーツなども出来る場所が限られていますね。

# 【小川会長】

ありがとうございました。

今の件ですが、堀越委員、いかがでしょうか。相談関係に関わりながら、今(小山委員が)言われたような幅広いサポートなどについて、相談機関がサポートするのか、その他の機関がサポートするのかなど、お聞きになって感じたこと等何か御発言お願いします。

### 【堀越副会長】

一言でいうと、先程の視覚障がいの方の同行援護が市町村から上がってこないこと と関係するように思うのです。障がい種別、障がいの重い軽いにかかわらず、その人 が生活していこうとしている地域の中で、何を求めているのか、どういう手立てがあ るのかが重要です。

これまでのところでは、重度の方に対応する資源が少なかった、行動障がいの方が 入れるグループホームがなかった、同行援護に関しては市町村にニーズすら上がって こなかったと思うんです。そういう意味では資源のあるなし、資源の多い少ないは障 がいの種別によるところもあったかもしれませんが、その方一人一人を目の前にした ときに、今度はその障がいの重さ軽さは関係なくなってきている。逆に、小山委員が おっしゃるように、障がいの程度でいったら軽い方のほうが現実社会との軋轢も多い し、悩みも多いわけですよね。

だけど、相談支援専門員の育成も計画相談に入るとモニタリングを3か月に1回しか実施できないし、まめに一人一人に対応していくような体制というのは、公的にはまだとられていないし、まだ全然追いついていない感じがしていています。そこはピアサポーターや患者会など、当事者の方の知恵をお借りすることもいっぱいあるだろうと思います。

印象としては、体制が必要、支援が必要といろいろと書いてありますが、では「誰が

やるのか」というところが恐らく小山委員さんたちからすれば、見えてこないと感じる のだと思いました。

相談支援専門員については、非常にたくさんの課題があると思っていますが、それは また別の問題でもあると思っています。

### 【小川会長】

計画自体が事業とその見込数とが出ているだけで、小山委員が言われたような具体的な活動の中身が見えてくるようなものにはなかなかならないので、それを審議会だけではないでしょうが、協議会等も含めてそういった具体的なことをどうしていくのかということが議論できるようにしてきていかなければならないと感じております。

### 【事務局】

今の件で少しだけ補足させてください。今回の計画改定案の資料3、P37について。相談体制の充実・強化等のページがあります。今、ご指摘いただいたような相談支援の関係について、課題が多々あると感じております。セルフプラン率の高止まり、相談支援員の多くが直接支援業務と兼任しているとか、力量的にも相談支援専門員さんの数的にも、十分でない状況がずっと続いている状況があろうと感じています。

そのあたりが当事者の方の納得感が得られないことにつながっていると思っております。ここは県も自立支援協議会をもっておりますので、もう少し県が入って主導や強化ができるようにしていきたい、そう言った趣旨でこのページを書かせていただいております。

#### 【小川会長】

了解いたしました。この件は議論を続けていかなればならないので、記録に残して いただければと思います。

それでは河原委員、金子委員、徳田委員からお手が挙がっているようです。 では、河原委員からどうぞ。

#### 【河原委員】

只今の相談支援の話についてありましたが、やはり聴覚障がい者の相談支援と聴覚 障がい者では、会ったときのコミュニケーションが難しいので、なかなか相談支援が 十分ではないという問題があります。ですので、相談支援員だけではなく、そこをつ なぐ、情報保証の手話通訳者も必要になります。

他の障がい者の方もコミュニケーションが大変な方もたくさんいると思いますので、相談支援員を増やすだけでなく、手話通訳とかコミュニケーション支援をする方の養成、そういったものを増やさなければならないと思いました。

それと、資料3です。71ページ。要約筆記者の養成、盲ろう者向け通訳・介助員の

養成の取組について見込数が載っています。

それを見ると、令和3年度から令和5年度の間に対しての取組数が、続けて同じ数字になっています。本来であれば、これからますます手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員の数がたくさん必要になります。ですので、養成の取組数が同じままでは対処できなくなると思います。そのため、更なる数の増量が必要だと考えます。

「見込」という言葉がありますが、"達成できなくても関係ない"というイメージが沸きますので、はっきりと「目標」を言う言葉に替えていただければと考えております。

参考資料のパブリックコメントに書いてありますが、その中(20頁)のNo.136の文章の最後に、教育の場においての福祉計画や共に生きるかながわ憲章などの理念を周知するなどのことが盛り込まれていないのが残念であります。計画の中に学校などと子どもに対する周知、普及など書かれていません。子どもたちに対する普及や周知は大事だと思いますので、そういうことも計画の中のどこかに文章として盛り込んでいただけたらいいのではないかと考えています。

# 【小川会長】

河原委員、ありがとうございました。3つ御意見がありました。

1つめは相談支援事業の充実ということで、その中に情報保証が入るべきだということで、当然ながら手話とか盲ろう者向け通訳・介助員、その他意思疎通支援等、そういうことは重要なことなのでごもっともだと理解しました。

2つめの要約筆記とか、盲ろう者向け通訳・介助員の研修人数が同数でこれから増えていくのではないかという御意見と、それと教育の中で啓発していくのは重要ではないかと、この3つめなどは何らかの形で表現されているのではないかと思いますが、事務局の方、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

最後の御意見、「教育の中で普及していくことが大事であること」でございますけれども、まずこの計画の中では福祉人材の確保という部分では、教育との連携ということで、今回のパブリックコメントも踏まえて追加をさせていただきました。

また、人材の確保だけでなく、そもそも憲章の理念につきましては、基本的な視点、資料3 (9頁)の中で憲章の理念の普及ということがございます。ここでは子どもたち、教育ということは書いてございませんが、県民すべての方に憲章の理念を普及していくことが大事だと思っておりますので、ここは引き続き取り組んでいきたいと、我々は考えております。

#### 【小川会長】

2番目の人材育成のところもお願いします。

### 【事務局】

補足をさせていただきます。

まず、相談支援の部分ですけれども、例えば相談支援専門員の方が、手話ができるかといえば、必ずしもそうではないという状況ではありますので、情報保証を併せてやっていくべきとなると、手話通訳の方、相談支援をやられている方が重要になってくると思います。

資料3の改定案のP71に、そのあたりの記載があります。手話通訳者、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成の見込数を記載していますけれども、手話言語条例等ある神奈川県ですので、確かにこの数字は少ないだろうと思っているところではございます。研修を実施している機関への実際の申込であったり、計画の目標達成に向けて考慮するとこのような数字を置いているところですが、ここは全体としても増やしていかなければならないという認識ではあります。

ただ、出来ない目標を置くことも難しいところもありますが、認識としては足りていないと考えております。目標の数字だけ、このような形で置かせていただいている状況です。

# 【小川会長】

ちょっと議論をしたいところですが、時間の関係と皆さんにも御発言いただきたい ので、すみませんが、次の方に御意見をいただきたいと思います。

金子委員、事務局にも御意見を出されていると聞いていますが、御発言のほういかがでしょうか。

### 【金子委員】

事務局の方には質問等を出させていただきましたが、資料2の2ページ目の一番上の(7)の基本的な視点の関連で、資料3の障がい福祉計画の中の改定案の方では、4ページ目の(7)基本的な視点のところ、今日は画面では資料をお見せすることはできませんが、後程議事録に付け加えていただければと思うのですが、「神奈川県における障がい者支援の年齢に応じた重層的なサービス体制案」という表があります。

神奈川県における圏域ごとの福祉サービスの提供体制がどのようになっているか、 表のようにサービス体制表のように、一目でわかるように、1ページから11ページの 1の基本理念等の中に入れていただけると、すごくわかりやすいのでお願いというこ とで意見を出させていただきました。

# 【小川会長】

それでは議事録を出すときに、金子委員から出されたものを資料として付けていただいて、事務局の見解はそこに示していただくことにさせていただきたいと思います。 事務局は御意見を承知されているでしょうか。

### 【事務局】

資料は拝見させていただいております。かなり詳細な表でお作りいただいていると 認識しておりますので、どこに入れるのか、入れられるのかも含め検討したいと思い ます。

# 【金子委員】

御検討お願いします。

# 【小川会長】

資料をお送りしているようでしたら、後程全員に共有できるように入れていただいて、事務局の方の回答があればそれに添付していただき、金子委員の意見とさせていただきます。

次に徳田委員からお手が挙がっていたと思いますので、よろしくお願いします。

# 【德田委員】

私の方から各論的な細かい話になってしまうかもしれませんが、1つは資料3の8ページ目、(シ) 障がい者の社会参加の促進に関してです。先程、小山委員からも御意見がございましたが、特にスポーツに関してですが、スポーツする施設や機会がないということがありまして、その背景としては、今回の東京パラリンピックに関係する報道でもありましたように、社会の中の差別、例えばチームに所属して習いたいといったときに「障がい者だからだめだよ」と言われ参加できなかったり、そもそもスポーツ施設、体育館等が利用できなかったり、車いすバスケットボールや車いすラグビーについても、車いすだとやれる機会がないなど、背景として「差別」の問題だったり、インフラの問題だったりすることが非常にあって、そこで参加の機会自体が非常に制限されているというようなことがあります。これはスポーツに限ったことではないですが、差別、社会に対する啓発だとか、インフラの整備だとか、そういったところもこの改定案に盛り込めないかなという意見です。

もうひとつは、ケアラーとの関係ですね。例えば7ページ目や35ページ目ですね。ケアラーへの支援ですとか、レスパイトのことなどが書いてあるのですが、もちろんこれはこれとして必要だと思うのですが、どうしてもこれは家族介護することが前提となった施策、方策、こうした視点からの施策、方策でしか書かれていないという印象がありました。実態としては例えば、重度心身障がいの方が在宅で暮らそうとしたときに、本来は、本人はずっと在宅で暮らしたいという気持ちがある中で、事実上家族介護が強要されてしまう、事実上家族介護をしなければならないというところで悩まれている方もいて、場合によっては裁判になるケースもあります。

そういった観点から、やっぱり在宅レスパイトだけでなくて、当該障がいのある方の 選択に従った、そういった支援ということが重要なのではないかと。そうすると在宅を 前提とした重度訪問介護の充実をこの計画の中に盛り込んでいただくべきかなと。だから、ケアラー側からの視点だけではなくて、障がいのある方からの視点から支援の方策の充実を図ると、そういった視点を変えた記載をしていただくといいのかなとも思いました。

# 【小川会長】

はい、ありがとうございます。

2つありまして、1つはスポーツ施設を例に挙げていて、計画の中では社会参加の 推進事業という形になっておりますけれども、そうすると項目が非常に乏しくなって きてしまいますので、おそらく障がい者計画の方で強く押し出して、バリアフリー化 とか、あるいは障がい者スポーツを促進するような場所を作るとかいうようなことを していく必要があるのではないかと思っています。

2つめはケアラーの問題を取り上げくださっていて、この項目、このケアラーへの 支援を足してくださったということはとても前進したと思うのですが、今、徳田委員 がおっしゃったように負担軽減と言いながら、具体的なサービスはレスパイトケアだ け。これは前からやっていることでして、もっともっと踏み込んだサポートがない限 り、家族の方々は潰れていってしまうということがありますので、ここは更に記載に 関しては踏み込んでいただければという感想を持ちました。

事務局の方は、御意見いかがでしょうか。

#### 【事務局】

スポーツの関係につきましては、会長にもおっしゃっていただいたとおり、障がい者計画の中の社会参加の促進の方で、厚めに記載していると思っておりますので、そちらで対応させていただきたいと思っております。

また、ケアラーの部分につきましては、徳田委員の御意見も踏まえまして、少し取組の充実など記載、追加できる部分がないか改めて検討したいと思っております。

#### 【小川会長】

ありがとうございます。

### 【堀越副会長】

一言だけよろしいでしょうか。

今のケアラーの部分について、資料の3の33ページと35ページが、対応しているところだと思うんですけれども、私もそこが少し気になっていて、33ページにはせっかくケアラーがご自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう支援すると書いてあるにも関わらず、35ページの対応のところだと、やはりレスパイトしか書いていなんですね。

だから、ケアしている人たち、特にそのご家族の負担が大変だから、「負担を軽減してあげましょう=レスパイト」という、従来のサービスの出し方になってしまっているので、これは野口さんをはじめ、ご家族の方に聞いていただければと思うんですけれども。

大変なことも多いけど、大変なことばっかりでもないし、やりがいも多いし、一緒に障がいを持つ人との生活してきているご家族の考え方もあるし、もっとケアラーというものが負担なんだ、負担なんだ、だから負担を取り除いてあげるためにレスパイトなんだという図式からちょっと脱した方がいいかなと思っています。それが障がい施策に書いてないと、障がい者計画にも反映できないと思って、そこはぜひお願いしたいと思っていました。

### 【小川会長】

それでは、事務局の方、今のお二人の委員の発言を加味して、少し見直してみてください。

それでは、野口委員のお名前も出たので、野口委員からも何か御発言お願いします。

# 【野口委員】

今、堀越委員のお話に関連しましては、私もケアラー、ヤングケアラー、家族が大変だと。本当に堀越委員のおっしゃったとおりで、そういった視点ばかりでそう大袈裟に言われるのは、ちょっと違和感を私自身もすごく感じています。それはもうインクルージョン、インクルーシブ教育とかが進む社会で、皆で関わってもらいたいという中で、皆さんにわかっていただくことが原点ではないかと思っています。今回のケアラーについても忘れないで、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

それから、先程手を挙げた件、相談支援に関してです。先程、小山委員がおっしゃった、なかなかうちの息子も中度ですから、相談支援も利用しているんですけれども自分でいろいろやりたという部分もあって、とても大変だということは実感しています。

この相談支援のところで、なかなかニーズが増えないとか、それに対して研修をやるとか、あるいは事業所への指導といったことが出ていますけれども、根本のところで、研修を受けてもなかなか従事することにならないとか、兼業があるとかといったことが書かれていますが、現状でなぜそうなるかということ、相談支援としては事業として成り立たない。だけれども、必要の事業であるということで、兼業であってもやっているということが現実なので、皆さんが仕事として成り立つような支援、予算的な措置とか総合的な支援をぜひやっていただきたいと思います。そのあたりが計画の中に書いてありませんでしたので、お願いしたいと思います。

小山委員がおっしゃったことに関連しますと、軽度の方で社会生活を自分で、ある面で "やらざるを得ない" 方がたくさんいらっしゃる。それはやはり相談が成立しないから。

ピアカウンセラーとしての活動ももちろん重要ですけれども、普段の自立した生活の中の、本当にちょっとしたことを相談したいということは、本当にたくさんありまして、だけど今は、支援者はボランティアのような形でやっていて、それは巡り合って仲間がいる人はいいですが、孤立している人が本当にたくさんいらっしゃいます。そうした方が、今の社会の貧困の問題にもつながっていて、色々な事件が起きていたり、いろんなことが重なって、私たちも心を痛めています。相談自体が制度上ではなく、生活の中で"フォーマルな相談ではない、ちょっとした相談"が、本当にたくさん必要だと思います。

例えば、いろいろそういう人たちに必要な事業、例えば移動支援であるとか、そういう事業が市町村事業になってしまっていて、全体の施策が、支援を受ける側から見れば横のつながりがなかなかなくて縦割りになってしまっている。市町村と県との縦割りであるとか、支援事業の縦割りであるとかで、生活全体につながっていないという実感がすごくあります。

そういった視点での記述をお願いしたいと思います。

### 【小川会長】

はい、ありがとうございます。

キーワードは「相談」ということになるかと思います。あとで皆さんから意見をいただき、その後事務局からまとめて御発言いただこうかと思います。

伊部委員、お手を挙げていただいておりますので、お願いいたします。

#### 【伊部委員】

私はこの場で議論ということではなくて、今後の県議会との調整の中で、修正削除 された方がいいのではないかという意見を申し上げたいと思います。

資料の2ページの4番、「終の棲家(ついのすみか)」といった表現です。本日配布された資料6を見ますと、(2)のところで「終の棲家という言葉を、施設入所者に配慮した表現に修正する」と書いてあります。それでありながら、今回の計画に括弧書きとはいえ「終の棲家」の表現を残すという意味が私は理解できないです。ここで「終の棲家ではなく」というところまでを削除しても、文章としても県の施策の方針としても、十分につながるものと思っています。

先般の10月以降の厚生常任委員会でも、牧島先生やてらさき先生からも、この表現についてはいろんな疑問が出て、また、この資料6にもありますように、県として議会等々との調整の中で見直しをすると宣言をしているところをここに載せるというのは、この計画そのものが"施設入所者に向けてはこれを除く"というふうに取られてしまうと、私は思っております。ですので、このあたりはこの場で議論するのではなくて、後の議会や関係者との中で、もう一度検討していただきたいと考えています。

# 【小川会長】

伊部委員、ありがとうございました。

この件についても、後程事務局から見解を述べていただきたいと思います。

それでは、指名して申し訳ないのですが、成田委員、全体として御発言いただけないでしょうか。

# 【成田委員】

私も2ページ目の基本方針の前段に、"障がい者の自立について自己実現を図っていくこと"と明記されたことは、すごく評価しています。その上にたって、4ページ7、基本的な視点のア 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援について、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

意思決定については、ここで再度お話しする必要もないと思いますけれども、意思 決定は誰にとっても難しい課題であり、ましてや他人の気持ちを推し測ることは難し いものであると考えます。それであっても福祉に関わる者として、当事者に寄り添う ことの重要性を意思決定支援では述べていると考えています。その視点でこの文面を 考えると、少し私なりに分かりやすいとすると、まずアの表題を"障がい者の自己実 現のための意思決定支援"とか、"障がい者の自己実現に向けた意思決定の支援"とか の方が、意思決定の意味が伝わりやすいのではないかと考えました。

それから、2ページ目の"当事者本人には必ず意思があるという前提に立ち"という文言について、いつも上から目線を感じてしまうので、ここは"人には必ず意思があるという前提に立ち、自ら意思を決定しうるということ、意思を表現することに困難を抱える障がい者の意思決定を支援しています"というふうに、意思決定の難しさは、障がいのある方が決定することが難しいということよりも、それを表現して相手に伝わる、あるいは私どもは共有することの難しさを強調すべきだと考えます。

#### 【小川会長】

ありがとうございました。

御意見、しかも具体的に代案を提示してくださいましたので、非常によい表現を提案してくださっていると思いますので、是非事務局の方で再検討していただきたいと 思います。

指名して申し訳ないですが、内藤委員、何か御発言いただけますでしょうか。全般 的な感想でも、御意見でもよろしいのでお願いします。

### 【内藤委員】

全般的な話でございますけれども、神奈川県と各市町村との連携のことでございます。もう少し神奈川県が主導的に強く、障害福祉に関して、強力に積極的にしていただけたらありがたいと考えております。

市町村の目ですと、個々のケースになってなかなか障がい者の方の成果見込に反映 されていないようですから、そこのあたりをより強力にしていただけたらと思います。

# 【小川会長】

ありがとうございます。

知事も神奈川モデルと言っているくらいですから、ぜひ県の主導性も発揮していた だきたいと思いますので、また事務局でも受け止めていただきたいと思います。

安藤委員からも少し御意見いただけますでしょうか。

# 【安藤委員】

それでは発言させていただきます。委員の皆さんもおっしゃっていましたけれども、 市町村と県の関係が、今後重要になってくるんだと思います。今回の障がい福祉計画 を見ても、障がい者の方が地域の中で生きる上で、重要なのは市町村が抱えている事 業、いわゆる市町村事業と言われているものが、もっともっと充実してくることが重 要だと思いますが、この計画の中からは、あまり窺えないというものになっているよ うに思います。

そういう意味では今後、市町村事業の課題とかいっぱいあります。例えば、同行援護の話も出ましたけれども、移動支援を使うヘルパーさんの年齢が高齢化してきて、なかなかヘルパーをやっていただける方がいないという現状で、このままでは本当に移動支援が先細りになってしまうなという現状がありますけれども、そういういろんな課題をしっかり把握しながら、先程県が主導してというお話がありましたが、私は県と市町村がしっかり話し合いながら、そういう問題について進めていくという姿勢を、計画のどこかに、将来、これからでも結構ですので入れていただければいいなと思います。

#### 【小川会長】

ありがとうございます。

本当に御意見のとおりだと思います。事務局の方も受け止めていただきたいと思います。

それでは、在原委員から総括的に、何か御意見がございましたら、よろしくお願い します。

#### 【在原委員】

総括的ではなく、具体的になります。

資料3の改定案ですけれども、17ページの地域生活を支えるサービス等の充実のところですが、2つめの○、地域相談支援の2行の文章のところですが、ここは"充実を図る"、と、訪問系サービスの充実を図るとなっているのですが、"どのように、どうい

う方法で、何によって充実を図るのか"という記載が全くないので、これだとただ書いただけになってしまうので、どういう方法で、何によって充実を図るのかということの追記をしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

### 【小川会長】

まだたくさんの御意見があるかと思いますが、一通り委員の皆さんには御発言いただいたと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、御回答いただきたいものもあるのですが、時間の関係もありますので、 事務局側でどうしても触れておきたいことが触れていただきたいのですが、併せて、 「今日時間がないために言えなかった」ということを、3月冒頭に厚生常任委員会が あって、そこには提出しなければいけないでしょうから、その前に少し検討ができる ように期限を切って、2~3日でも良いので、事務局に御意見を送っていただき、そ れを踏まえて、最終的に常任委員会に出す文案を施策審委員にお送りいただくような タイムスケジュールを付け加えていただいて、簡単に御回答いただければと思います。

### 【事務局】

皆様、御意見いただきありがとうございます。

簡単にいただいた御意見について、触れさせていただきたいと思います。

堀越委員からいただいたレスパイト、ケアラー支援についてですが、これにつきましては、取組の施策のところで、もう少し記載を整理したいと思います。

野口委員からいただきました相談支援の関係で研修を受けても従事しないところは、県の方でも非常に問題だと認識しておりまして、計画にも記載しております。報酬の問題など国に要求していく部分もありますが、県としてもどのような理由で従事していないのかということを調査して、対策を考えていきたいと思っております。

また皆様から御意見頂きました市町村との連携で、これは非常に重要と私共も思っているところでございます。御覧いただいたとおり、この計画は県の計画になりますので、市町村の事業が全く出てこないということでございますけれども、やはり御意見にもありますとおり、市町村の事業とどううまく連携していけるかどうかということが、サービス全体の質の向上につながっていくと私も思っております。同行援護なども含めて、なかなかうまくいかないことがあり、もどかしく思っているところも事実でございます。こうした認識は持ってございますので、市町村との連携の強化というのは、ますます取り組んでいきたいと思っております。

また伊部委員からいただきました「終の棲家」のお話ですが、この後説明がありますけれども、少し県議会の方からも見直しをするというような御意見が出ておりますので、それに沿って、この計画の方も修正していきたいと考えております。

そして、意思決定支援について、成田委員から御意見をいただきました言葉の問題ですが、これにつきましては御意見を踏まえて対応を検討したいと思います。

また、在原委員からいただいた御意見につきましても、検討させていただきたいと 思います。

最後、会長からお話いただきましたとおり、もし今回追加の御意見がございましたら、短くて恐縮ですが明後日 16 日(水)を目途に、メール等で簡単で構いませんので、送っていただければと思います。ちょっと常任委員会まで時間が短いため、申し訳ございませんが、この期間でお願いいたします。

### 【小川会長】

それでは、本日の議題である第6期神奈川県障がい福祉計画の検討を終えたいと思います。

引き続き、報告事項に入ります。時間の関係上、要点のみでお願いします。

### 【事務局】

- ・資料4 県立障害者支援施設等の指定管理者の募集の概要
- ・資料 5 中井やまゆり園における利用者支援について
- ・資料6 当事者目線の障がい福祉実現宣言の修正について
- ・資料6別紙 当事者目線の障がい福祉実現宣言 各資料に沿って説明

# 【小川会長】

それでは、引き続き事務局からお願いします。

### 【事務局】

・資料7について説明

#### 【事務局】

・資料8について説明

#### 【小川会長】

お時間が過ぎているところですが、報告事項ということですので、議論はいたしませんが、何かコメントがあれば、1、2件伺いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【金子委員】

資料7、資料8について、文書で質問させていただいていますので、後日御回答い ただければと思います。

資料8の32ページの医療的ケア等への切れ目のない支援事業の(1)の神奈川医療

的ケア児支援センター(仮称)の設置・運営について、センターを県庁内に設置と書いてあるのですが、なぜ県庁内にセンターを設置するのか疑問が残ります。このような事業は、専門的な知見のある、こども医療センターや神奈川県総合リハビリテーションセンターなどの県域を分けて設置して、このセンターの専門職員が担当することの方が時間もかからず適切だと思います。

なぜ県庁に設置するのかと伺えればと思います。よろしくお願いします。

# 【小川会長】

その件について事務局からお願いします。

# 【事務局】

32ページについて、説明が不十分で申し訳ございません。

県庁内に設置する理由ですが、こども医療センターには今もコーディネーターの養成等を担っていただいておりますので、この相談窓口・センターについても、その在り方についても御協力をいただくところです。

併せて、県庁の方でこの施策等を進めていったり、企画していったり、また市町村 との連携もありますので、そういったことを担いながら、県庁の方に窓口を置いて、 関係機関との連携を図っていく、そういったような形で考えています。

これがゴールということではなく、今後もより施策を展開していきたいと思っておりますので、相談窓口の在り方やセンターの在り方というのも今後も更に検討を進めていくといった趣旨で、今回はまずは県庁の方において、そこからスタートしていこうと考えております。

### 【小川会長】

皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。

恐らく皆様もいろいろと御意見がおありだと思いますが、事務局の方としては可能 であれば、内容について各委員にメール等で御意見を集めるようにしていただければ と思います。

特に条例に関しては、この審議会にも影響する内容になってきますので、我々もしっかり取り組んでいかなければならないと、見据えていかなければならないと思っていますので、安易な条例にならないようにしていなければならないと思っております。このため、意見聴取等もしていただければと思います。

それから、今検討していただいている福祉計画は令和5年度までで、令和5年度に入りましたら第7期、つまり来年の4月以降には、次の福祉計画を立てるというような時期にすぐに入ってしまいます。その時には条例はどうなっているかわかりませんけれども、かなり積極的な計画にしていかなければならないと思いますので、皆様の御協力を得ながら作っていくことになろうかと思います。

今日は時間がない中で、十分な議論はできませんでしたけれども、御意見を出していただきました。それから、2日くらいの間に追加意見がありましたら、事務局の方に送っていただいて、よりよい福祉計画として議会の方に諮れるようにしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上で審議会の進行を事務局の方にお返しします。

# 【事務局】

小川会長ありがとうございました。

本日限られたお時間の中で、委員の皆様から貴重な御意見をいただきまして、心より感謝申し上げます。今年度の施策審議会は、本日で最後となります。1年間どうもありがとうございました。

それではこれを持ちまして、第33回神奈川県障害者施策審議会を閉会いたします。 本日はありがとうございました。

以上